

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 福祉部 生活支援課

番号 8

不利益処分の内容	職権による中国残留邦人等支援給付の変更	
根拠法令及び条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項、生活保護法第25条第2項	
処 分 基 準	関係条項	生活保護法第8条、生活保護法による保護の基準
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>職権による中国残留邦人等支援給付の変更については、次の基準により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金支給実施要領について（平成26年9月9日 社援発0909第6号厚生労働省社会・援護局長通知） ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金支給実施要領の取扱いについて（平成26年9月9日 社援企発0909第4号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知） ・生活保護法による実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知） ・生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局通知） ・生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知） <p>※中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により生活保護法の例による</p>
	参考事項	生活保護手帳、生活保護手帳別冊問題集（中央法規） 生活保護実務集（実施要領編）（神奈川県保健福祉局福祉部生活支援課）
	設定等年月日	平成6年10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）